

○湖北環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

〔昭和60年12月12日〕
条例第8号

改正 平成18年2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、石岡市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。